

## 第34回 原子力小委員会に対する意見

令和4年11月28日  
全国電力関連産業労働組合総連合  
坂田 幸治

## 利用政策の観点からの運転期間の在り方について

- 高経年炉の安全確保に関しては、前回小委員会の提出意見でも申し上げた通り、安全規制側の対応として、現行の運転期間延長認可と高経年化技術評価を統合する新たな法的枠組みの下で、60年超運転の場合を含め、個々のプラント毎に科学的・技術的観点に基づく適切な規制が原子力規制委員会によって一元的に講じられることにより十分担保されるものであり、本来は、利用政策側で別途、特段の運転期間上限を設ける必要はないと考えられる一方、立地地域の皆様をはじめ国民理解の観点等を考慮することは重要と考えます。  
将来の見直しを前提とした案3をベースとする事務局案は、利用政策の観点から、これまでの小委員会の論議経過等を踏まえた上で、エネルギー政策の遅滞の早期解消、将来にわたるエネルギー安定供給とGXの両立に向けた対応など、直面する課題の重要性や喫緊性等を鑑みた現時点の総合的な判断に基づくものと受け止めます。なお、運転期間から控除される停止期間の考え方については、予見性の確保が重要と考えます。
- 持続可能なエネルギー移行に向けた既設炉の長期運転の重要性は国際社会の共通認識であり、諸外国では、一定期間毎の安全確認は担保しつつ運転期間に上限を設けていません。  
我が国としても、今般の制度改正以降も引き続き、海外先行事例の知見拡充等を含め、高経年炉の安全性向上等に取り組みつつ、長期運転に係る国際動向や「S+3E」を巡る内外情勢等を踏まえ、機動的な制度見直しを図っていくべきと考えます。
- 事務局におかれては、安全確保を前提に既設炉の最大限活用に向けた道筋を切り拓く為、今般の制度的対応に必要な立法措置等が確実に講じられるよう、引き続き精力的な取組をお願いします。その際は、原子力規制委員会や原子力委員会など関係機関との連携の下、安全規制側の対応と利用政策の関係等を含め、今般の制度的対応の全体像の整合的で分かりやすい説明等に万全を期されるとともに、運転期間を巡る国際動向等の適切な情報発信に努めつつ、今般の措置を含めた既設炉の最大限活用の意義や必要性について、立地地域の皆様をはじめ広く国民との相互理解が醸成されるよう留意願います。
- エネルギー安定供給とGXの両立に不可欠な原子力の持続的な活用と、これを支える人材・技術・サプライチェーンの維持・強化を図っていく上で、安全性を高め再稼働した既設炉の長期運転とともに、次世代革新炉の社会実装は避けて通れません。  
今般の制度的対応を含めた既設炉の最大限活用に向けた取組とともに、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・建設方針の明確化とその為に必要な事業環境の整備等を同時並行で進めていくことが極めて重要と考えます。

※所用によりやむを得ず欠席させていただき、上記の通り書面にて意見提出させていただきます。

以上